

口座開設をされるお客さまへのお願い

高松信用金庫

1. 口座の開設は、最寄りの当金庫窓口にてお手続きください。

口座の開設は、ご自宅やお勤め先に近く、ご利用に便利なお近くの当金庫窓口でお手続きください。

なお、ご住所が遠隔地のお客さまについては、口座の開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

2. 複数の普通預金口座を開設されることはご遠慮ください。

すでに当金庫に普通預金口座をお持ちの場合、新たな普通預金口座の開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

3. 他人になりすましての口座開設や口座の売買・譲渡は法律により禁止されています。

不自然なお取引が発生した場合には、口座の利用を停止または解約させていただく場合がございます。

また、今後のお取引をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

4. 本人確認等のお願い

口座開設にあたりましては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」にもとづいて以下の手続きが必要となりますので何卒ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

また、ご提示いただいた資料はコピー（写）をいただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、本人確認等に必要な書類は末尾に記載しております。

(1) 個人のお客様

①ご本人さまの本人確認

②ご職業や口座の開設目的等のご申告

③ご本人さま以外の方がご来店される場合は、上記①に加えて、ご来店された方の本人確認及び口座を開設される方とのご関係を確認できる書類のご提示

なお、場合によりましては、口座の開設をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(2) 法人のお客様

①口座を開設される法人の組織、事業内容の確認

履歴事項全部証明書など、法人の組織や事業内容が確認できる書類をご提示ください。

②実質的支配者となる方（個人）についてのご申告及びその方（個人）の本人確認

実質的支配者のご申告については、確認できる書類の提出をお願いする場合があります。

③実際にご来店され取引をされる方（個人）の本人確認及びその個人の方が口座開設の任に当たっている事由についての確認

代表者以外の方（代表権のない役員または社員等）が、口座開設の任に当たっている事由についての確認は、代表者の方に電話等で確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

④取引目的等のご申告

口座の開設目的のほか、取引の原資や今後のお取引予定についてご申告いただきます。

上記に加えて法人の事業内容または活動実態等をお尋ねする場合や追加で資料をお願いする場合がございます。

また、事務所等へ訪問させていただくことがあります。

なお、口座開設にあたり当金庫所定の確認を行わせていただくため、1週間程度お時間を頂戴いたします。

確認の結果、口座の開設をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

(3) 団体（人格なき社団）のお客様

当金庫では「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づく手続きに加えて、法人格のない団体として口座開設をされるお客さまには以下の通りお願いしております。

- ①実際にご来店され取引をされる方（個人）の本人確認
- ②以下の団体に係る書類のご提示
 - ・団体の規約・会則
 - ・団体の活動実績が分かる資料
 - ・団体の総会議事録
 - ・団体の会計報告
- ③取引目的等のご申告

口座の開設目的のほか、取引の原資や今後のお取引予定についてご申告いただきます。

また、上記に加えて団体の活動内容や活動実態等をお尋ねする場合や追加で資料をお願いする場合がございます。

また、事務所等へ訪問させていただくことがあります。

なお、口座開設にあたり当金庫所定の確認を行わせていただくため、1週間程度お時間を頂戴いたします。

確認の結果、口座の開設をお断りすることがありますので、あらかじめご了承ください。

5. 本人確認等で窓口でご提示いただく書類について

有効期限の定めがあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものにつきましては6ヶ月以内に作成・発行されたもの、または確認日現在で有効なものに限ります。

(1) 個人のお客様

①顔写真のある官公庁発行書類

運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳等

②顔写真のない官公庁発行書類＋他の本人確認書類等（注）

各種健康保険証（国民健康保険の被保険者証、健康保険の被保険者証など）、介護保険被保険者証、国民年金手帳、印鑑登録証明書、国家・地方公務員共済組合の組合員証、母子健康手帳、戸籍謄本・抄本、住民票等

※個人番号の「通知カード」は本人確認書類に利用できません。

（注）各種健康保険証等の顔写真のない本人確認書類の場合、他の本人確認書類（住民票等）や現住所の記載のある公共料金の領収書等のご提示等、追加のお願いをさせていただきます。

③子ども（未成年者）の口座開設の場合

未成年者の預金口座開設に限り、親権者等法定代理人が本人に代わってお手続きいただきます。以下の書類のご提示が必要となります。

- ・ご来店いただいた方が、口座名義人となるお子さまの親権者等法定代理人であることが確認できる公的な書類（住民票、健康保険証など）
- ・お子さまの本人確認書類（住民票、健康保険証など）
- ・親権者の本人確認書類（運転免許証など）

(2) 法人のお客様

登記事項証明書（登記簿謄本・抄本を含む）、印鑑登録証明書、官公庁から発行・発給された書類

上記の書類に加えて、実質的支配者(注)及びご来店された方の本人確認書類（運転免許証等氏名、住所、生年月日が確認できる書類）のご提示が必要となります。

また、委任状や当該法人への電話等により、取引担当者の確認をさせていただきます。

（注）法人等の実質的支配者とは

- ・株式会社等で、当該法人の議決権の総数の25%超を有する者（50%超を有する者がいる場合はその者のみ）
- ・上記以外の場合は、その法人を代表し、その業務を執行する者

以上